

裁判官は憲法及び法律のみに拘束される

意見陳述書



弁護士 岡村正淳

弁論更新にあたり、下記のとおり意見を述べます。

1) 本件は、平成28年9月28日に提訴されましたが、これに先立ち同年7月4日、本件原発の運転の差止めを求める仮処分が申請されました。その背景には、昨年4月の熊本大分大地震を契機に一段と高まった、佐賀関半島と目と鼻の先にある伊方原発が同じような地震に見舞われたらどうなるのか、福島と同じ状況になるのではないか、どんなことがあってもそのような事態は差し止めなければならないという切迫した危機感がありました。その危機感と、原告弁護団団長河合弘之弁護士をはじめとする脱原発弁護団全国連絡会の皆さんが切り開いてきた司法による原発差止め、脱原発の可能性に関する展望とがあいまって、仮処分及び本訴が提訴されたものです。

2011年の福島原発の事故には私も大きな衝撃を受けましたし、個人的にも、当時千葉県松戸市に住んでいて5月に出産予定だった長女が、放射能汚染のホットスポットにあたり、水道水も汚染され、コンビニエンスストアに水もないとして急遽大分に避難してきて大分で出産したということがありました。その後使用済み核燃料の保管施設オンカロに関するフィンランドの映画を見て、原発と人類は共存できないとの思いを深めていました。それで、玄海原発運転差止め訴訟の弁護団に名前は出していましたが、原発訴訟のような困難な訴訟に実働部隊として参加することは、自分の能力の限界を超えていると思っていました。

2) 大分における原発訴訟の胎動及び先進弁護団の献身的な姿勢に、怠惰な私も覚醒を余儀なくされました。福島原発事故まで厳しい判決が続いてきた原発訴訟で、仮処分により現実に原発の運転を差し止めることができたこと、そこには、原発の安全性に対する司法審査の在り方に関する論理の深化発展があり、判決文の中には、裁判官がまさに全身全霊を込めたと思われる彫心鏤骨の文言が刻まれていることを知りました。例えば、大飯原発運転差止めの判決要旨は、このように述べています。

「当裁判所は、極めて多数の人の生存そのものに関わる権利と電気代の高い低いの問題等とを並べて論じるような議論に加わったり、その議論の当否を判断すること自体、法的には許されないことであると考えている。このコストの問題に関連して国富の流出や喪失の議論があるが、たとえ本件原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失であると当裁判所は考えている」

個人の尊厳、幸福追求権を保障している憲法の下、良心に従い独立してその職権を行い、この憲法及び法律のみに拘束される裁判官の矜持と張り詰めた責任感がここに凝縮されているように思います。

3) しかし、原告の皆さん方、脱原発を求める国民に大きな希望を与えた処分決定や判決

の流れに逆行するような決定が最近相次ぎました。高浜原発の運転差し止めを命じた仮処分決定を取り消した大阪高裁の抗告審決定（3月28日）、伊方原発の運転差し止め仮処分申請を却下した広島地裁決定（3月30日）です。

それらの決定の当否は、今後精密に議論されるべき問題ですが、この二つの決定について、看過することのできない問題点を2点、述べたいと思います。

まず大阪高裁決定ですが、同決定は、基準地震動について、「地震という自然現象についての『最も確からしい姿』、換言すれば『標準的・平均的な姿』を明らかにした手法であるといえる。」「原子力規制委員会も、新規制基準の策定及び同基準適合性判断において、抗告人が上記手法を用いて基準地震動を策定することを是認している。」とし、問題は「標準的・平均的な姿」からの乖離であるところ、そのようなデータ即ち震源特性は認められないとしています。しかし、「標準的・平均的な姿」からの乖離が現実に繰り返し起こったことは顕著な事実であり、このような論理で原発の稼働を認めることは、原発災害の深刻重大性に目を瞑るものであり、無責任のそりを免れないものと言わざるを得ません。

次に広島地裁決定です。同決定は、川内原発の運転差し止め仮処分申請を却下した原決定に対する抗告を棄却した福岡高裁宮崎支部決定について、それが「今のところ唯一の確定した抗告審決定である」ことを理由に、本件における司法審査の枠組みについては、同決定を参照するのが相当であるとして同決定に追随しました。これは、良心に従い独立して職権を行い、この憲法及び法律にのみ拘束されるとの裁判官の独立を自ら放棄したに等しい決定であるといわざるを得ません。

4) 裁判は、さまざまな主張が交錯する場であり、様々な見解があり得ることは当然です。しかし、原発の及ぼす被害の深刻さ、広範さ、そして半減期が数万年にも及ぶ放射能被害の特性に鑑みれば、原発の運転を差し止めた判決や決定が既に道を開き、本訴状36頁でも指摘しているように、原発の運転が許容される安全性の基準は、「福島原発のような過酷

事故を二度と起こさないという意味での『限定的』絶対的安全性、ないしは絶対的安全性に準じる極めて高度な安全性（深刻な災害が万が一にも起こらない程度の安全性）」と解すべきです。

5) 最後に、私は昨年12月3日、熊本地震の震源地である益城町の被災地を訪ねました。地震の発生する日時、場所、規模等に関する科学の予知能力の限界、地震という自然災害に対する人間の無力を思い知らされました。それでも、自然災害だけであれば、人や共同体はそれを乗り越えていくことができます。現に、東日本大震災における地震及び津波の最大の被害地の復興には目覚ましいものがあります。しかし、福島原発は、廃炉の行程も未だ明らかでなく、汚染水は海に垂れ流され、地元への全面帰還に至っては、果たしてそれが可能か否かすら明らかではなく、共同体は引き裂かれたままです。伊方原発には、南海トラフや中央構造線断層帯の脅威もあります。私は今、先進的な弁護団の豊富な蓄積に謙虚に学び、一人の人間として原発に真摯に立ち向かいたいと考えています。裁判官もぜひ一緒に研鑽を積んでいただくことを期待して弁論更新にあたっての意見陳述とさせていただきます。（5月11日第4回口頭弁論より）

あなたも意見陳述してみませんか

弁護団から原告の皆さんへのお願いです。

裁判官は通常は弁護士の書いた事務的な書類を通じてしか意見を知ることができないのですが、意見陳述は裁判官にとって「どのような思いでこのような訴えが起こったのか、訴えがなされたのか」を知ることができる貴重な機会です。

意見陳述することによって、ただの事件でなく、社会に訴えるべき事件なんだと、その重要性が裁判所に伝わっていくことがあります。

原告の皆さんはいろいろの思いをお持ちで原告になられた方ばかりだと考えていますので、「われこそは」という方は是非手を挙げてください。
（弁護団より 田中良太）